

# ●令和6年4月● 栗原市営住宅 入居者募集要項

- 受付期間 一般募集:令和6年4月1日(月) ~ 4月15日(月)  
常時募集:令和6年4月1日(月) ~ 4月30日(火) ※入居者決定次第終了。
- 受付時間 午前8時30分 ~ 午後5時15分 ※土曜日・日曜日・祝日は除きます。
- 入居可能日 令和6年6月1日(土)  
※常時募集住宅は先着順に受付し、入居決定日から約30日後に入居可能となります。

## 《募集住宅について》

別紙「募集住宅一覧表」をご覧ください。

## 《申込方法について》

入居資格等を確認のうえ、提出書類を受付期間内(常時募集住宅を除く)に揃えてお申込下さい。  
また、提出書類は審査の関係上ご持参願います。なお、**申込は1世帯1戸のみ**となります。  
先着順の正式な受付は、提出書類等がすべて揃っての提出をもってとします。

## 《抽選会について》

書類審査及び実態調査後、申込者が多数いる場合は、下記の予定で抽選会を行い入居予定者を決定します。なお、申込者数等により日時や場所に変更が生じる場合があります。

- 日時…令和6年4月22日(月) 午前10時00分～
- 場所…栗原市役所(本庁舎) 2階 207会議室(予定)

※抽選の場合、申込書記載の連絡先に電話及び郵送でご連絡します。なお、申込者ではなく代理人が抽選会に参加する場合は、委任状をご持参願います。

## 《申込にあたっての注意事項》

次のような申込は、受付しても無効となります。

- 入居資格を満たさない場合
- 提出書類に不備がある場合
- 申込受付期間外に申込んだ場合(常時募集している住宅は除きます。)
- 抽選に欠席(遅刻)した場合
- 同一人が複数の申込書に記載して申込んだ場合
- 不自然に世帯分離、または世帯合併している場合(離婚を前提として申込む場合は、入居までに離婚が確定することが条件です。)
- 申込書に虚偽の記載があった場合(入居後に発覚した場合は退去していただきます。)

## 《問い合わせ先・申込先》※常時募集住宅については建築住宅課でのみ受け付け可能です。

○栗原市役所建設部	建築住宅課	住宅係	TEL0228-22-1153
○築館総合支所	市民サービス課	産業建設係	TEL0228-22-1114
○若柳総合支所	市民サービス課	産業建設係	TEL0228-32-2124
○栗駒総合支所	市民サービス課	産業建設係	TEL0228-45-2114
○高清水総合支所	市民サービス課	産業建設係	TEL0228-58-2113
○一迫総合支所	市民サービス課	産業建設係	TEL0228-52-2114
○瀬峰総合支所	市民サービス課	産業建設係	TEL0228-38-2114
○鶯沢総合支所	市民サービス課	産業建設係	TEL0228-55-2114
○金成総合支所	市民サービス課	産業建設係	TEL0228-42-1114
○志波姫総合支所	市民サービス課	産業建設係	TEL0228-25-3114
○花山総合支所	市民サービス課	産業建設係	TEL0228-56-2114

# 1、入居資格

市営住宅・・・①～⑤全てに該当。  
 特定公共賃貸住宅・・・②③⑤に該当。

**①現在、住むところに困っている方**

※入居予定者が家を所有している場合は、入居までに売却等ができることが条件です。

**②暴力団員でないこと(入居予定の親族も含みます。)**

**③各種税金を滞納していないこと**

**④同居親族がいる方(特定公共賃貸住宅の「単身可」は除く)**

※単身で申込される方は、下記の「●単身で申込できる方」をご覧ください。

**⑤世帯の所得月額が基準内である(見込み金額では受付できません。)**

・一般入居住宅、優先入居住宅・・・158,000円(改良住宅は114,000円)以下

※全員が60歳以上(18歳未満の方を含んでも良い)、障害者の方がいる、小学校就学前の子供がいる  
 世帯は214,000円(改良住宅は139,000円)以下

・特定公共賃貸住宅(中堅所得者用)・・・158,000円以上～487,000円以下

◎世帯の所得月額は、世帯全員の合計所得額から下記控除額を引き、12で除した金額となります。

控除	内容	金額
1 親族控除	同居親族または所得税法上の同一生計配偶者・扶養親族控除対象者	1人につき380,000円
2 給与年金控除	申込者又は同居する親族で給与または年金所得がある方	1人につき100,000円
3 老人扶養控除	年齢70歳以上の同一生計配偶者または扶養親族	1人につき100,000円
4 特定扶養親族控除	16歳以上23歳未満の扶養親族(配偶者を除く)	1人につき250,000円
5 寡婦控除	① 夫と離婚した後婚姻していない方で、扶養親族がおり合計所得が500万円以下の方	1人につき270,000円 (所得が27万円未満の場合は所得額)
	② 夫と死別した後婚姻していない方または夫の生死が明らかでない一定の方で、合計所得金額が500万円以下の方	
6 ひとり親控除	事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がおらず、総所得が48万円以下で他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない生計を一にする子がおり、合計所得金額が500万円以下の方	1人につき350,000円
7 障害者控除	身体障害者、精神障害者、知的障害者等	1人につき270,000円
8 特別障害者控除	身体障害者(1～2級)、精神障害者(1級)、知的障害者(療育手帳の障害の程度欄が「A」)等	1人につき400,000円

**●市営住宅に単身で申込できる方  重要!**

市営住宅は下記条件に該当する方で、戸籍上配偶者がいない方は、募集住宅一覧表の**単身入居の欄に「○」**とある住宅に単身でも申込できます。

- ・60歳以上である
- ・身体障害者(1～4級)、精神障害者(1～3級)、知的障害者として認定を受けている
- ・戦傷病者手帳の交付を受けている
- ・生活保護を受けており、現在、社会福祉事務所等から移転指導を受けている
- ・原子爆弾被害者として認定を受けている
- ・海外からの引揚者で日本に引揚げた日から5年未満である
- ・ハンセン病療養所の入所者である
- ・配偶者からの暴力被害者で、婦人相談所で保護を受けているか、保護を受けた後5年を経過していない、または、裁判所から保護命令を出されてから5年を経過していない

※特定公共賃貸住宅は、募集住宅一覧表の**単身入居の欄に「○」**とある住宅であれば単身でも申込できます。

単身入居は、1人でも自立して団地生活を送れることが第一条件です。例えば、常時の介護を必要とする方、精神的病状により周囲に危害を及ぼす恐れのある方は入居できません。受付後は、自立して問題なく生活できるか、居住支援体制の状況等を関係機関に調査いたします。

## 2、提出書類

○市営住宅入居申込書または**特定公共賃貸住宅入居申込書兼同居承認申請書**(様式第1号)

※必ず日中に連絡のとれる電話番号を記入して下さい。

○申込書に添付する書類

**重要!**

### ・申込者全員分必要な書類

※①**住民票**(省略記載のないもので、3ヶ月以内に発行されたもの)

※申込前3ヶ月間で世帯に異動があった方は、最新の住民票をご用意下さい。

※②**令和5年度の所得証明書**

※令和4年1月以降に就職された方は、直近12ヶ月の**給与支払証明書**(見込み金額では受付できません。)

③**令和4年度の納税証明書**

※住民税が非課税の方は、**非課税を証明するもの**(国民健康保険税や軽自動車税等は、別に納税証明書をいただきます。)

④**勤務先証明書**(様式第2号)

⑤**同意書**

※マイナンバー制度の施行に伴い、**栗原市内在住の方は申込書へのマイナンバーの記載及び⑤同意書の提出により、「市営及び改良住宅」を申込みの場合は①住民票・②所得証明書、「特定公共賃貸住宅」を申込みの場合は②所得証明書の添付が省略可能となります。**

### ・状況により必要な書類

①母子・父子家庭の方は、戸籍謄本

②身体障害者・精神障害者・知的障害者の方は、それぞれの手帳の写し

③戦傷病者の方は、戦傷病者手帳の写し

④生活保護を受けている方は、生活保護決定通知書の写し

⑤原子爆弾被害者の方は、被爆者手帳の写し

⑥海外からの引揚者の方は、引揚証明書

⑦ハンセン病療養所入所者の方は、療養所に入所していることを証明するもの

⑧配偶者からの暴力被害者の方は、婦人相談所や裁判所からの保護を受けたことを証明するもの

例) 婦人相談所の一時保護証明書、裁判所の保護命令書

⑨婚約中の状態で申込まれる方は、婚姻予約確認書(様式第3号)

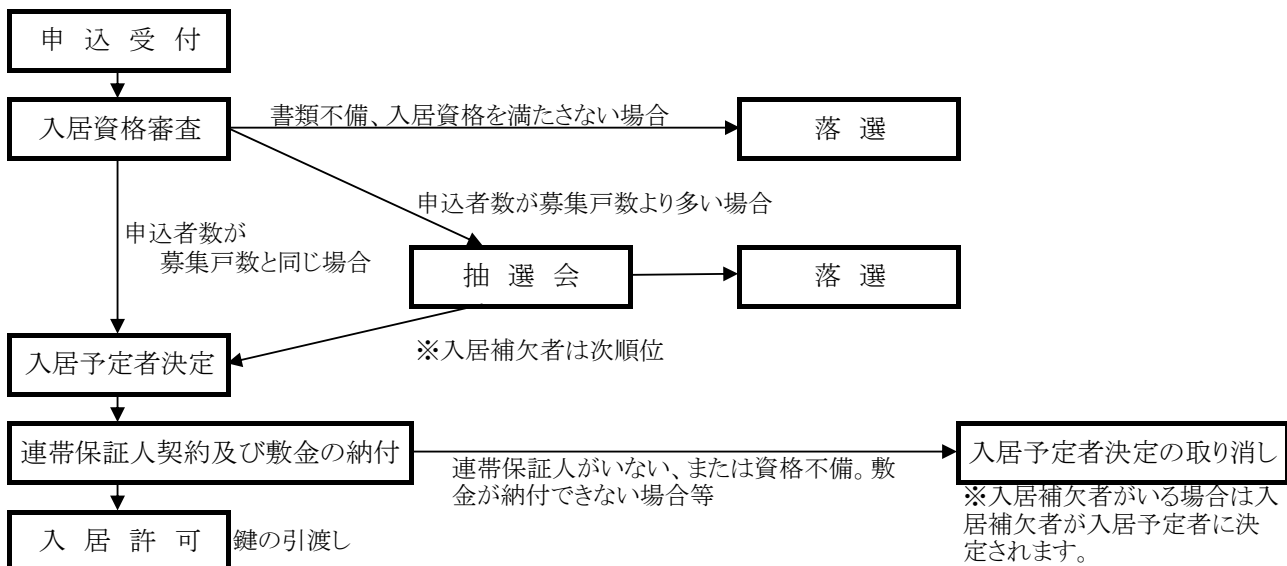
⑩入居までに離婚が確定する方は、確定後の戸籍謄本、離婚訴訟または調停中の方は裁判所発

行の事件係属証明書 ※入居までに提出していただきます。

⑪持ち家をお持ちの方は、家の売却証明書(入居日までに提出していただきます)

⑫その他、状況により市長が必要と認めるもの

### 市営住宅申込から入居まで



## 市営住宅の入居にあたって

### ○敷金について **重要!**

市営住宅に入居するには、入居予定者となった段階で敷金を納入していただきます。なお、敷金は**家賃額の3ヶ月分**です。

※敷金は、入居後3ヶ月分の家賃としてお預かりするものではありません。退去の際には、未納家賃がない限り全額お返しします。

### ○連帯保証人について **重要!**

市営住宅に入居するには、入居予定者となった段階で連帯保証人をたてていただきます。その際、連帯保証人になる方には条件があります。

①**宮城県内に住所があり**、独立の生計を営む方

※公営住宅入居中の方は除きます。

②**入居予定者以上の所得がある**方で、入居者の債務を保証する能力がある方

※各種税金に滞納のある方は、保証能力がないと判断します。

#### 連帯保証人の負う義務について

「連帯保証」とは、「一定の債務が履行されない場合に、その債務を主たる債権者に代わって履行する義務を負う」ということです。

栗原市営住宅における連帯保証人の方には、**入居者の滞納家賃を請求する場合があります**。また、入居者への納入指導の協力をいただいたり、緊急時の連絡先となつていただく場合があります。

### ○市営住宅の状況について

市営住宅は、既設住宅であり建築年数も経過し、壁等に傷や汚れなどがありますが、修繕できかねるところがありますので予めご了承ください。また、住宅は現状で引渡しますので、入居者の希望に副うことはありません。

### ○市営住宅の駐車場について

市営住宅の駐車場を使用するには、別途申込みが必要となります。また、**駐車できる車は1台のみ**です。2台目以降の車は、周辺の駐車場を借りて駐車して下さい。

### ○入居者の費用負担について

市営住宅では、入居者の過失による修繕や軽微な修繕、畳の表替え、障子やふすまの張り替え、消耗品の交換など、入居者の方に費用負担していただくものがあります。また、電気・ガス・水道などの手続きは入居者各自で行っていただきます。

### ○ペットの飼育禁止について

市営住宅(建物の内外問わず)では、犬や猫などのペットを飼育することはできません。飼っている方にはかわいい動物であっても、鳴き声や臭いなどで他の入居者に迷惑をかけ、住民トラブルにもつながりかねませんので、念頭に置きお申込み下さい。

### ○住宅使用料等の納入方法について

毎月の住宅使用料等は、市役所から毎年度送付される納入通知書で各金融機関かコンビニエンスストア及び各種スマートフォンアプリにて納入することができます。また、**便利な口座振替を利用することもできます**。

口座振替を利用する場合は、各金融機関窓口にてお申込下さい。

**※その他、詳しくは栗原市営(特定公共賃貸)住宅条例・施行規則に基づきます。**